

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	4-2
許認可等の種類	措置入院者の仮退院の許可				
根拠法令条例等・条項	精神保健福祉法第40条				
許認可等の概要	措置入院者の仮退院の許可				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難)</p> <p>【参考】 ○精神保健福祉法第40条 第29条第1項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一時退院させて経過を見ることが適当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、6月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。</p>				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日				
期間の制定根拠	審査等に要する期間				